

作成年月日：令和 8 年 6 月 9 日
作成者：陸上自衛隊高射学校総務部管理課
仕様書番号：2026-16

14号隊舎床整備

件名	14号隊舎床整備	図面番号	1 / 3
図面名称	表紙	縮尺	—

仕 様 書

1 件 名 : 14号隊舎床整備

2 場 所 : 千葉県千葉市若葉区若松町902

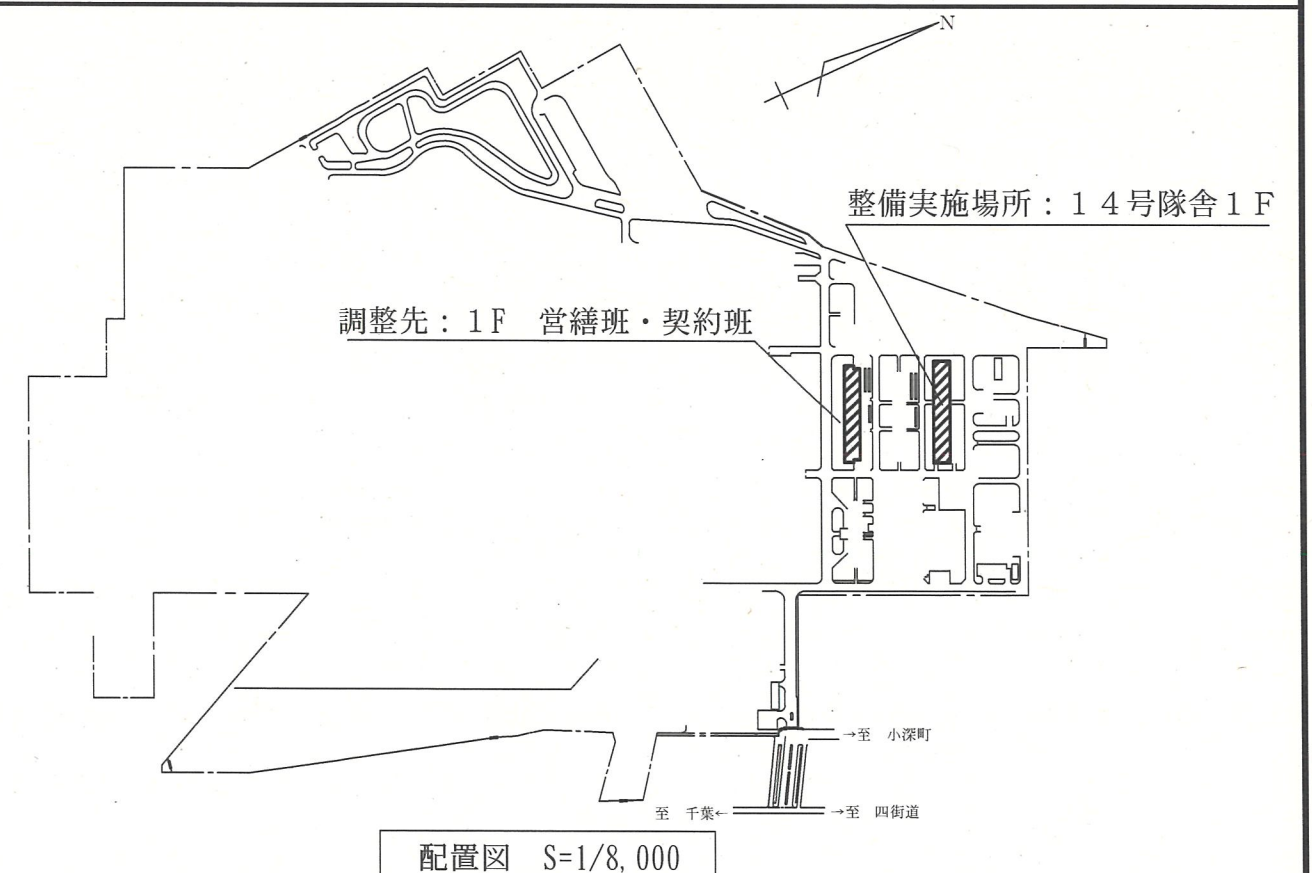
3 工事概要 : 床タイルカーペット整備 一式

4 一般事項

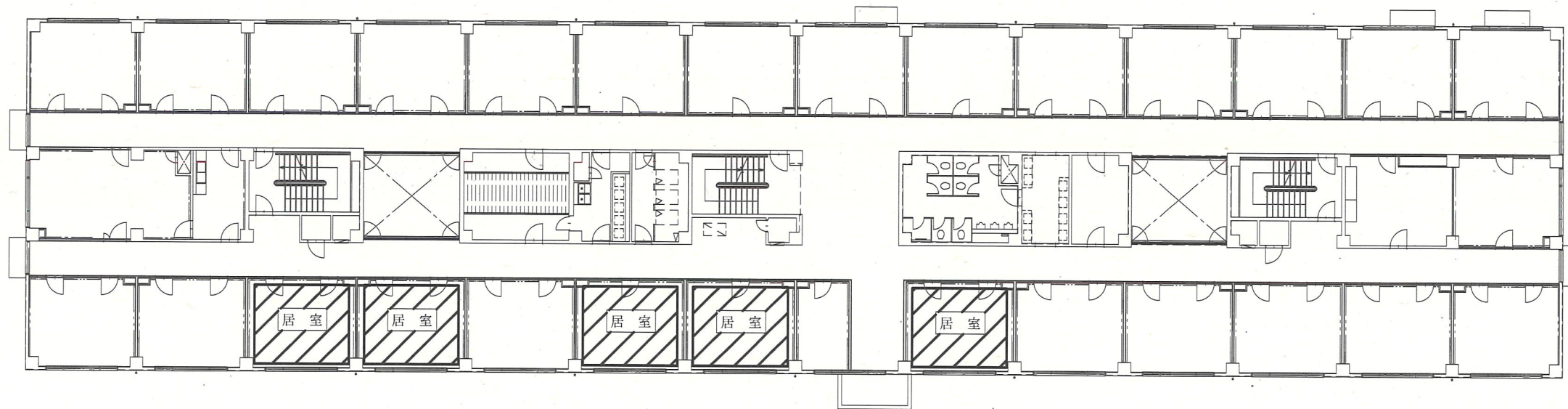
- (1) 本工事は、仕様書及び図面によるほか、国土交通省の示す公共建築工事標準仕様書（建築工事編）に基づき実施する。
- (2) 本工事において、仕様書と現場との内容に相違がある場合、その他疑義が生じた場合は監督官と協議をした上で、その指示に従い実施する。
- (3) 本工事において、自衛隊施設の水道・電気等を使用する場合は、あらかじめ目的・期間及び計画等について監督官の承認を受けるものとする。ただし、これらに係る光熱水料等は請負者の負担とする。
- (4) 工事写真は、着工前、各工程毎、完了後及び完了後に隠蔽となる部分、その他監督官の指示する箇所を撮影し、写真はカラー（サービス版）とし、1部（台紙貼付等）を提出するものとする。
- (5) 本工事に使用する資材等はすべて新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
- (6) 本工事実施にあたり、当然必要と思われる事項は監督官の指示を受け、請負者の責任において実施する。また施工中に既存部分等を損傷または汚損等した場合は、請負者の責任において原状復旧するほか、必要に応じ損害補償を行うものとする。
- (7) 本工事の着手に先立ち、監督官と工程について調整後、工程表その他、監督官の指示する書類を作成・提出する。
- (8) 工事については、早朝・夜間等を行わないものとし、やむを得ず実施する場合は事前に監督官と調整する。
- (9) 現場管理に当たっては、安全確保を全てに優先し、現場の整理整頓・危害予防及び火災予防等に十分注意しなければならない。
- (10) 産業廃棄物等については、法令等に基づき場外搬出処分とし、工期までに manifests (A・E) の写しを監督官に提出する。また、鉄屑類は官側へ引渡すこと。

5 特記事項

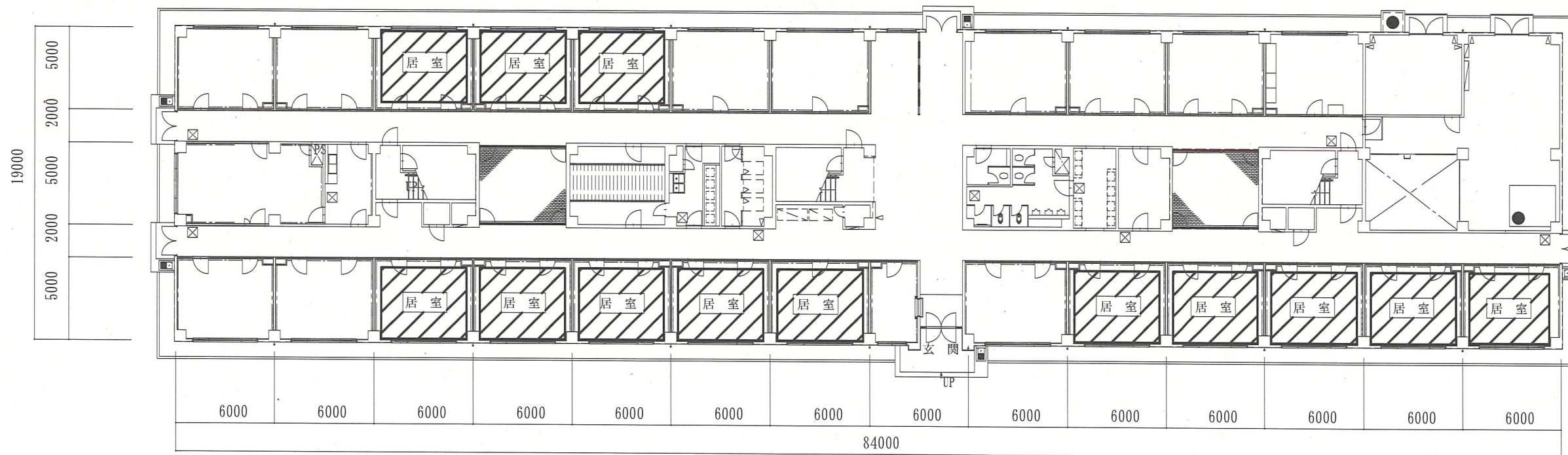
- (1) 駐屯地内の官側が指定する建物室内の床をタイルカーペットへ整備するもの。
- (2) 仕様等については別紙平面図を参照とする。
- (3) 使用するタイルカーペットの商品については予め監督官に承認図等を提示し、了承したものを整備すること。
- (4) 作業については官側が指定する日にちの期間で実施するものとし、期間については令和8年8月24（月）から同年9月30日（水）土日祝を除いた期間で実施するものとする。



件 名	14号隊舎床整備	図面番号	2 / 3
図名名称	仕様書・案内図・配置図	縮 尺	図 示



14号隊舎2階 平面図 S=1/300



14号隊舎1階 平面図 S=1/300

凡例



: 整備対象箇所 (18部屋)

必要資材一覧表

品名	規格	数量
タイルカーペット	清掃片付け・室内荷物移動含む	501.12㎡
タイルカーペット	東リ GA-100	501.12㎡

※1部屋辺り/27.84㎡

※上記商品については参考品であり、同等品以上のもの又は他社製品を含むものとする。
※商品については監督官へ承認図等を提示し、承認を得ること。

件名	14号隊舎床整備	図面番号	3/3
図名名称	平面図・必要資材一覧表	縮尺	図示